

2016.10.21.

一般社団法人工学院大学校友会 学生・生徒の諸活動に対する助成規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」と称する）が定款第6条第2項に基づき、校友会を組織する卒業生の卒業母体である学校に在籍する学生・生徒であって、工学院大学学園の社会的認知度などを高めることに寄与し、学校が認めている個人の活動、グループの活動を支援する助成について適用するものである。

(助成の対象)

第2条 助成の種類は下記の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 全国規模あるいはそれに準じた大会への出場や大会での発表等があり、その活動が広く社会から認められ、学園の名誉を高めており、助成によりさらなる成果が期待され得る個人または団体
- (2) 社会通念上、校友会が特に助成すべきと判断した業績を伴っており、助成によりさらなる成果が期待され得る個人または団体

(助成の公募)

第3条 助成は1年間を2期に分けて、それぞれ4月および10月に公募し、公募期間は1か月間とする。

2 公募の周知については、工学院大学学園内の中学校、高等学校、大学、および大学院に対し、文書にて通知すると共に校友会ホームページに掲載告知する。

(助成の申請)

第4条 助成を希望する個人あるいは団体は、所属する学校の教職員に助成希望の事由を説明し理解を得る必要がある。当該教職員は、助成申請書（様式1）に必要事項を記載し、校友会事務局に提出する。

(審査・決定)

第5条 申請のあった助成の審査・決定に関しては下記の各号により行う。

- (1) 申請金額が理事会において承認されている予算の範囲内である場合、学園連携部にて審査する。
- (2) 学園連携部長は学園連携部会で審査した審査結果報告を添え、理事会に報告する。
- (3) 予算の範囲を超えている場合であっても、学園連携部長が校友会定款に照らし助成が妥当と判断した場合には、理事会に諮り審査することが出来る。
- (4) 助成の決定は、学園連携部会の審査結果を基に理事会にて審議し決定する。
- (5) 採択の結果は、申請者に文書にて通知すると共に校友会ホームページに掲載告知する。

(成果報告の提出)

第6条 校友会より助成を受けた個人または団体は、所定の成果報告書（様式2）及び成果獲得を証明する証を活動が終了した時点或いは年度末に、助成申請を行った教職員により校友会事

務局に提出しなければならない。ただし、卒業・修了等にて学籍を離籍する者にあつては、離籍までに報告するものとする。

(助成金の返納)

第7条 助成を受けたものの、助成申請に記載した成果が得られなかった場合、その助成金の返納を求める場合がある。

附 則

- 1 この規則は、平成13年3月2日第5回常任理事会において制定。
- 2 この規則は、平成15年3月24日第7回常任理事会において改訂。
- 3 この規則は、平成26年4月25日第2回理事会において改訂。
- 4 この規則は、平成28年10月21日第4回理事会において、規則名を「学生・生徒に対する助成規則」から「学生・生徒の諸活動に対する助成規則」に変更する。

【提出書式の内容】

助成申請書（様式1）：申請者氏名と所属（本学園内教職員）、助成を求める個人或いは団体名、申請事案名、申請事由、助成使途計画、助成金の受理及び管理責任者

成果報告書（様式2）：申請者氏名と所属（本学園内教職員）、助成を求める個人或いは団体名、申請事案名、申請事由、助成使途報告、成果とその証、助成金の受理及び管理責任者

一般社団法人 工学院大学校友会
会 長 田 中 英 生 殿

申請者
所 属
氏 名 (印)

校友会助成金交付申請書

一般社団法人工学院大学校友会 学生・生徒に対する助成規則に基づく助成金の交付を受けたく、規則第 4 条に従い下記の通り申請いたします。

記

1) 研究または活動名 ・ 個人の場合は個人名 ・ 団体の場合は対象人数	
2) 連絡担当者	所属： 氏名： 電話： E-mail：
3) 費用総額 ・ 予算書がある場合は添付	
4) 助成申請額 ・ 使用用途を具体的に	
5) 交付申請理由 ・ 出来る限り具体的に（社会に認められ学園の名誉を高めたとする根拠等） ・ 添付資料の提出でも可	

【事務局記入欄】

事務局受付日	平成 年 月 日
学園連携部会審査結果	本申請は学園連携部の当期予算（内、外）である。 平成 年 月 日開催の学園連携部会において審査結果：
理事会審議結果	平成 年 月 日開催の理事会において審議結論：助成金交付申請を 1. 認める 2. 認めない 助成金交付額：

理事会承認に基づき
平成 年 月 日 助成金交付完了
事 務 局 長

(印)

一般社団法人 工学院大学校友会

会 長 田 中 英 生 殿

申請者
所 属
氏 名

印

校友会助成研究または活動完了報告書

一般社団法人工学院大学校友会 学生・生徒に対する助成規則に基づく規則第 6 条に従い
下記の通り報告いたします。

記

1) 研究または活動名 ・ 個人の場合は個人名 ・ 団体の場合は対象人数	
2) 連絡担当者	所属： 氏名： 電話： E-mail：
3) 助成金額	

4) 助成金支出内訳（別紙による会計報告書の添付でも可）

5) 研究または活動結果（別紙による活動または研究報告書の添付でも可）

事務局受領日 平成 年 月 日
事務局長 印